

**鳥取県監査委員公告第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年2月7日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成21年度決算に係る財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の結果に関する報告（以下「平成21年度決算監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成21年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成24年7月13日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史  
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫  
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

監査意見	講じた措置
<p>1 福祉保健部所管団体                      鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。（社会福祉法人親誠会：長寿社会課）</p> <p>2 商工労働部所管団体                      電子顕微鏡EDS検出器の修繕業務契約について、契約締結事務が遅延していた。（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター：産業振興総室）</p>	<p>補助金の交付決定の一部取消し及び返還請求を行い、平成23年2月に収納済である。</p> <p>再発防止のため、同月8日付け通知文書で、県内の軽費老人ホームを運営する法人に対して注意喚起を行った。また、算定対象外となる勤務形態の職員を含めていたことが原因であったため、交付申請書に添付する経歴書に、新たに勤務形態を記載する欄を設け、確認することとした。</p> <p>企業の利用の頻度が高い機器であり直ちに修繕の必要があったため早期に修繕したが、購入して2年足らずで故障したことから、製造元との瑕疵担保責任の有無の協議等に日時を要し、協議が調った後に、さかのぼって契約を締結したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、産業技術センターでは、平成22年10月に、企画管理部長から全職員に対して、契約のさかのぼりの原則禁止等の会計事務に係るコンプライアンスを意識して事務を行うよう周知するとともに、平成23年11月に、幹部会において指摘の事案に対する再発防止策を協議し、機器の修繕等が発生した場合には、契約手続等に不備が生じないよう、総務担当者が一括管理して対処することを確認した。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、西部総合事務所及び教育委員会共通</p>	

指定管理者制度の適正な執行について（業務効率推進課、文化政策課、福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課、公園自然課、西部総合事務所県民局及びスポーツ健康教育課）

指定管理施設については、これまでも指定管理者制度の適正な執行を図るよう意見を述べたところであるが、平成21年度決算においても、協定書等に定める指定管理者の職員等の施設内駐車場に係る許可手続が行われていない施設が30施設のうち11施設あった。また、財産台帳及び物品台帳が整備されていない施設も6施設あった。

これは、指定管理者だけでなく県の所管課においても協定書等の内容確認が不十分であることによるものである。

については、県は、協定書等の内容を再度点検し、指定管理者制度の適正な執行を図られたい。

## 2 生活環境部

崎津住宅団地について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）が保有する崎津住宅団地は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発促進公社解散に伴い、鳥取県の要請で住宅用地として、9.1ヘクタール、1,571百万円（全額県からの借入金）で購入したものである。しかし、県西部地域の住宅事情を考えれば事業化の見込みはないことから、平成17年度決算に係る監査において、県が公社から買い取り、県有地として適正に管理することについて意見を述べたところである。

公社は、新たな宅地造成は行わないことを理事会で決定しており、現在は保有する分譲宅地の販売と賃貸住宅の管理及び県営住宅の管理代行事務を行っているのみである。公社が保有する分譲宅地については、原則、時価評価を行い簿価の切下げを行っているが、崎津住宅団地については時価評価を行っていない。これは、平成20年2月に公社が当該団地を売り出すときの、簿価と売却価格との差額は県が補填するという県の議会への説明を根拠としているが、正式に県が文書で約束したものではなく会計処理の根拠として十分ではない。

については、県は、公社がこのまま崎津住宅団地を保有し続けるのであれば、事業の経緯を踏まえ、売却に対する損失補償契約を結ぶ等、公社の会計処理の適正化を図られたい。

## 3 農林水産部

中海干拓農地について（農地・水保全課）

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「機

指定管理施設の管理の適正化を期するため、毎月の業務報告等のほか、利用者の声及び県民の声等による点検に加え、平成21年度からは管理状況をより具体的に把握するための実地調査を毎年度行うこととしているが、監査意見を踏まえ、改めて協定書等の内容の再確認を行い、管理業務の履行確認を徹底することとした。

なお、職員の施設内駐車に係る許可手続並びに財産台帳及び物品台帳の整備については、指定管理者に対して手続を行うよう指導し、指摘のあった全ての施設について改善済みである。

崎津住宅団地については、景気の低迷及び世帯数の減少等により、新設住宅着工戸数が伸び悩むと予想されることから、早急な売却は困難な状況である。

一方、崎津住宅団地は、隣接する崎津工業団地等とあわせ、大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業用地の一つとして民間事業者を選定された。現在、当該民間事業者と公社の間で一定の期間、土地の賃貸借契約を締結することとして協議を重ねており、今後、契約が締結され、事業が開始されれば、公社は地代として一定の収入を見込めることとなる。契約期間終了後には、宅地として販売することとしており、これらを踏まえて、公社の会計処理の適正化を図りたい。

中海干拓農地の販売促進及び利活用、担い手育成

構」という。)が保有している中海干拓農地については、国営土地改良事業で造成し配分された223.6ヘクタールのうち現在24.8ヘクタール(11.1パーセント)が売れ残っている状況である。機構は販売促進に取り組んでいるが平成18年度以降売渡実績はない。

販売を促進するには、県と機構が連携した販売体制の強化や営農が可能な合理的な価格となるよう抜本的な見直しが必要である。

なお、機構の前身である旧財団法人鳥取県農業開発公社が県と締結した覚書の中で、「売渡しができなかった場合には、県の責任において処分に当たるものとする。」とされている。

また、保有干拓農地については、現在、国からの購入価格に現在までの維持管理費を含めた額で資産計上されているが、干拓地内の公売価格とは大きく乖離し、含み損が生じており、機構にとっては多大な損失が発生することが懸念される。

については、県は、機構との役割分担を明確にし、販売体制の強化を図るとともに、機構が配分を受けることとなった経緯及び公益財団法人への移行の動きを踏まえ、売却によって発生が想定される損失に対する具体的な対応策を検討されたい。

#### 4 教育委員会

学生寮の運営について(人権教育課)

財団法人鳥取県育英会が運営している学生寮(明倫館、清和寮)について、県は建設費の助成を行ったほか、毎年度運営費を助成している。同会については、平成18年度決算に係る監査において、補助事業に関する会計処理手続の根拠となる財務会計規程等の整備及び公益法人会計基準に基づく財務諸表の作成について意見を述べたところである。

しかし、平成21年度に整備された会計規程は内容が不十分な上、財務諸表に至っては未だに作成されておらず監査意見に適切に対応しているとは言い難い状況であった。

これは、同会には事務局に固有の職員がおらず、本来は指導すべき立場の人権教育課が事務局となり、県職員が慣れない法人運営業務を行うなど、体制が十分でないことに起因していることが考えられる。

同会は、新公益法人への移行の準備を行っているところであるが、法人としての自立が十分でない状況で、事実上学生寮の運営だけを行うための法人を維持存続させる必要があるのか疑問である。また、事務局の現状を考えれば、新公益法人への移行を機会に改めて学生寮の運営主体を検討すべき時期と考える。

並びに農地の荒廃防止を推進するため、平成23年1月に干拓地営農組合、米川土地改良区及び市町村等も構成員とする中海干拓地営農再生協議会(以下「協議会」という。)を県及び機構が中心となって設置した。機構は、協議会に設置された推進本部に参画し、干拓農地の利活用等を推進するほか、現地推進チームの一員として現地の情報収集、干拓農地の利活用のPR、営農支援及び干拓農地の維持管理等を担っている。

しかしながら、農業を取り巻く環境が厳しい中、機構が取り組んできた売渡業務は限界となっており、また、特に彦名干拓地では耕作放棄地も発生し、干拓地全体の利活用の促進及び営農再生が課題となっていることから、今後は県がより積極的に関与することとし、機構所有の干拓農地を取得するとともに、営農再生に向けた農地対策や担い手対策の実施などに取り組むこととしている。

なお、県が農地保有合理化事業の推進のために機構に造成している農地保有合理化事業強化基金の返還を求め、この返還金を干拓農地の取得経費に充てる予定である。

学生寮は、引き続き財団法人鳥取県育英会が運営することとした。

なお、同会は公益財団法人への移行を目指しているが、そのためには財務諸表の整備や自立した事務局体制の構築など、法人組織の強化が必要であり、引き続き同会を指導する。

については、県は、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、学生寮の運営のあり方について、同会と十分協議し、検討されたい。